



- 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」については、令和5年4月に個人情報保護法制の改正法（地方関係）が施行されることに合わせ、同年6月の地理空間情報活用推進会議（以下「推進会議」という。）にて、関連部分を更新した改正版を決定する。
- 改正案の作成にあたっては、事務局で素案を作成し、個人情報保護・知的財産に関する検討WG（以下「WG」という。）構成員、個人情報保護委員会等と調整した上で、有識者会議（3回程度）でも意見を伺うこととする。
- なお、R5年度国土交通省情報活用推進課事業として、新法施行後の地方事例等の調査・収集を検討中。

